

旧	新	備考
（名称及び事務所） 第1条 本連盟は、春日部市卓球連盟（以下「卓連」という。）と称し、事務所は会長指定の事務局宅に置く。	（名称及び事務所） 第1条 本連盟は、春日部市卓球連盟（以下「卓連」という。）と称し、事務所は会長指定の事務局宅に置く。	
（目的） 第2条 卓連は、卓球の普及及び発展を図り、健康と体力の向上を目指し、卓球愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。	（目的） 第2条 卓連は、卓球の普及及び発展を図り、健康と体力の向上を目指し、卓球愛好者相互の親睦を図ることを目的とする。	
（事業） 第3条 卓連は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。 1. 卓球大会・研修会等。 2. その他、卓連の目的達成のため、必要と認める事業。	（事業） 第3条 卓連は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。 （1）卓球大会・研修会等 （2）その他、 <u>卓連の目的達成のため必要な事業</u>	変更
（会員） 第4条 卓連の会員は、市内に主たる活動の拠点を置くクラブに所属し、卓連の趣旨に賛同する卓球愛好者をもって会員とする。また、市内の小中高生および市内の高校卓球部OB・OGは準会員として年会費を無料とするが、評議員会への出席、卓連の運営に参画することは不可とする。	（会員） 第4条 卓連は、市内に主たる活動の拠点を置くクラブに所属し、卓連の趣旨に賛同する卓球愛好者をもって会員とする。 <u>2. 会員は卓連加盟の複数のクラブに同時に所属することはできない。</u> 3. 市内の小中高生及び市内の高校卓球部OB・OGは準会員として年会費を無料とするが、評議員会への出席、卓連の運営に参画することは不可とする。	追加
（役員） 第5条 卓連に次の役員を置く。 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 理事長 1名 4. 副理事長 若干名 5. 理事 若干名（事務局・会計も含む）	（会員登録） 第5条 卓連の会員は、 <u>所属クラブを通し 別表1</u> に示す用紙で、会員登録を行い、所定の会費を納入しなければならない。 2. 会費は、 <u>1クラブ 5名迄を1,000円とし、5名より1名増すごとに200円増しとなる。</u> 3. 会費は、翌年3月31日迄の1ヶ年分を前納すること。ただし、会員の資格を喪失した場合においても払い戻しは行わない。	変更 変更 変更
（役員の選出） 第6条 役員の選出は、評議員会において、評議員の立候補及び推薦により選出し、評議員会の出席者の過半数の同意を得なければならない。 1. 会長・副会長・理事長・副理事長は、	（役員） 第6条 卓連に次の役員を置く。 （1）会長 1名 （2）副会長 若干名	

<p>選出された役員で推薦し、評議員会で承認を得る。</p> <p>2. 事務局・会計は、理事の中から会長が選任し、評議員会の承認を得る。</p>	<p>(3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名 (5) 理 事 若干名 (事務局・会計も含む)</p> <p>2. <u>会長・副会長・理事長・副理事長は、相互に兼任することはできない。</u></p>	追加
<p>(役員の任務)</p> <p>第7条 役員の任務は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長は、卓連を代表し、会務を総括する。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。 3. 理事長は、会長・副会長を補佐し、会務を執行する。 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは会務を代行する。 5. 理事は、会長の指示に従い、会務の運営及び業務にあたる。 6. 事務局・会計は、庶務及び会計事務を処理する。 	<p>(役員の選出)</p> <p>第7条 役員の選出は、<u>立候補者及び会員・役員等から推薦された者について、第15条に定める役員会が審議の上、候補者を第14条に定める評議員会に提案し、その承認を得る。</u></p> <p>2. <u>会長は、卓連の会員以外の者を「学識経験者」として役員に推薦することができる。選出までの手続きは前項を適用する。</u></p> <p>3. 会長・副会長・理事長・副理事長は、<u>役員の中から役員会が選任し</u>、評議員会の承認を得る。</p> <p>4. 事務局・会計は、理事の中から会長が選任し、評議員会の承認を得る。</p>	変更
<p>(監 事)</p> <p>第8条 理事長は、評議員会において当該年度監査を務める加盟団体を指名する。監事は指名された加盟団体の会員の中から2名選出し、卓連の会計を監査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 監事は、卓連の役員を兼任することが出来ない。 2. 監事の任期は1年間とする。 	<p>(役員の任務)</p> <p>第8条 <u>役員は、法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会長は、卓連を代表し、会務を総括する。 3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。 4. 理事長は、会長・副会長を補佐し、会務を執行する。 5. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは会務を代行する。 6. 理事は、会長の指示に従い、会務の運営及び業務にあたる。 7. 事務局・会計は、庶務及び会計事務を処理する。 	追加
<p>(評議員)</p> <p>第9条 評議員は、加盟団体より指名された2名及び会長推薦による学識経験者で、評議員会に出席する。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p>	変更
<p>(任 期)</p> <p>第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員が脱会の場合は、役員の資格は喪失するものとし、会長が必要と認めた場合は、補欠役員を評議員会で選出し、同意を得る。 	<p>2. <u>役員が年度途中で辞任した場合等は、会長が補欠役員を選任することができる。補欠役員の任期は、選任後最初に開催する定期評議員会までとする。</u></p>	追加
<p>(顧問及び参与)</p> <p>第11条 卓連に、顧問及び参与を置くことができ</p>	<p>(評議員)</p> <p>第10条 評議員は、<u>所属クラブより選任</u>された2名で、評議員会に出席する。</p>	変更

	<p>2. <u>評議員は、卓連の役員を兼任することができない。</u></p> <p>3. <u>評議員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。</u></p>	<p>追加</p> <p>追加</p>
	<p>(監 事)</p> <p>第 11 条 <u>監事は会計を監査し、その結果を評議員会に報告する。</u></p> <p>2. 理事長は、<u>定時</u>評議員会において当該年度監査を務める<u>所属クラブを指定</u>する。<u>指定されたクラブはその会員から2名の監事を選出する。</u></p> <p>3. 監事は、卓連の役員を兼任することができない。</p> <p>4. 監事の任期は1年間とする。</p>	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
	<p>(顧問及び参与)</p> <p>第 12 条 卓連に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2. <u>顧問及び参与は、会長の要請に応じて評議員会及び役員会に出席し、諮詢に応じる。</u></p>	<p>追加</p>
	<p>(会 議)</p> <p>第 13 条 <u>議決を伴う会議は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>評議員会</u></p> <p>(2) <u>役員会</u></p> <p>2. <u>評議員会及び役員会の議長は、会長または会長が指名した者があたる。</u></p>	<p>追加</p> <p>変更</p>
	<p>(評議員会)</p> <p>第 14 条 評議員会は、<u>卓連の最高議決機関であり、役員及び評議員で構成される。監事・顧問・参与は評議員会に出席し意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。</u></p> <p>2. 評議員会は、下記の事項を議決する。</p> <p>(1) 規約<u>及び付属規定</u>に関すること</p> <p>(2) 役員に関すること</p> <p>(3) 事業計画及び事業報告に関すること</p> <p>(4) 収入、支出、予算及び決算に関すること</p> <p>(5) その他、<u>卓連の目的達成に必要な事項</u></p>	<p>変更</p> <p>追加</p>
	<p>3. <u>評議員会の議決は、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。評議員会にやむを得ず欠席する場合には、委任状を提出することができ、委任した者は出席者とみなす。</u></p> <p>4. 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とし、定時評議員会は毎年1回会長が招集する。</p>	<p>変更</p> <p>追加</p>

<p>1. 会費は、1団体10名迄を3,000円とし、10名より1名増すごとに300円増しとなる。</p> <p>2. 会費は、翌年3月31日迄の1ヶ年分を前納すること。ただし、会員の資格を喪失した場合においても払い戻しは行わない。</p>	<p>5. 臨時評議員会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 評議員の3分の1以上の者から要求があつたとき (2) その他会長が必要と認めたとき <p>(役員会)</p>	
<p>(会計年度)</p> <p>第16条 卓連の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第15条 卓連に<u>役員と顧問及び参与からなる</u>役員会を置き、会長が招集し、次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 評議員会に提出する議案の作成 (2) 規約及び付属規定 (3) <u>役員立候補者及び会員・役員等から推薦された役員候補者の適格性</u> (4) 事業計画案の作成及び予算案の編成 (5) その他卓連の目的達成に必要な事項 <p>2. 評議員会で予算案が議決されるまでに、支出を必要とする場合、役員会の審議により、前年度予算の範囲内で暫定予算を組み、事業を執行することができる。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>
<p>(慶弔)</p> <p>第17条 卓連の慶弔に関することは、別表1のとおりとする。</p>	<p><u>(会計)</u></p> <p>第16条 <u>予算は事業計画案に従って立案し、公正な会計原則を遵守しなければならない。</u></p>	<p>追加</p>
<p>附則(施行期日)</p> <p>この規約は、昭和49年5月1日から適用する。</p> <p>附則(平成4年5月13日改正)</p> <p>この規約は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成12年4月8日改正)</p> <p>この規約は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成18年4月22日改正)</p> <p>この規約は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成31年4月14日改正)</p> <p>この規約は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附則(令和4年4月16日改正)</p> <p>この規約は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>2. <u>財源は、会費、大会参加料、助成金、ならびに寄付金等とする。</u></p> <p>3. <u>経費は、各事業に掛かる費用、別表2に定める各種手当等であり、財源から支弁する。</u></p> <p>4. <u>経費は、領収書または支払い証明書等にて金銭物品出納を明らかにし、会計帳簿を備えるものとする。</u></p> <p>5. <u>収支決算は、監事の監査を受け評議員会に報告し承認を得なければならない。</u></p> <p>6. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	
	<p>(慶弔)</p> <p>第17条 <u>卓連の会員は、別表3に示す該当者がいる場合、卓連事務局に慶弔金の適用を申告することができる。</u></p> <p>2. <u>この規程により慶弔金及び見舞金を受けた者は、慣習による答礼は行わないものとする。</u></p>	<p>変更</p> <p>追加</p>
	<p><u>(倫理委員会)</u></p> <p>第18条 <u>役員又は会員に関し、一般刑法犯はもとより暴力行為その他倫理上著しく問題がある事</u></p>	<p>追加</p>

	<p><u>案が発生した場合、当事者を除く役員をもって倫理委員会を構成し、卓連としての対応を協議決定する。</u></p> <p>附 則（施行期日） この規約は、昭和49年5月1日から適用する。 <u>平成4年から令和4年までの改正附則 略</u> <u>附 則（令和8年4月**日改正）</u> この規約は、令和8年4月1日から施行する。</p>	変更 追加
--	--	----------

改正の骨子

* 規約の基本的な構成に改めた

規約は、条・項・号からなる。項は条を細かくしたもの、号は項を細かくしたもの

* 表現を統一した

「卓連の目的達成のため必要な」…（第3条の1項の2号）（第14条の2項の5号）（第15条の1項の5号）
「クラブ」「団体」を「クラブ」に統一した…（第4条の2項）（第5条の1項と2項）（第10条の1項）（第11条の2項）

「及び」「および」を「及び」に「等」「など」を「等」に統一した

* 条文の配置を整理した

会員（第4条）会員登録（第5条）

役員について（第6条）から（第9条）まで

評議員について（第10条） 監事について（第11条） 顧問及び参与について（第12条）

会議について（第13条） 評議員会について（第14条） 役員会について（第15条）

* 現行のやり方に沿って書き直した

（第4条の2項）（第5条の1項）（第6条の2項）（第7条の1項から3項）（第10条の1項と2項と3項）
（第11条の1項と2項）

（第12条の2項）（第13条）（第14条の1項と2項の1号と4項と5項）（第15条の3号）（第17条）

* 加盟クラブ数ならびに登録者数を増やし 会員の負担を軽減する目的で、改めた

（第5条の2項）

* 現行のやり方を踏襲する（中体連の先生は役員であり評議員ではない）とともに、役員として外部の有識者を加えることも想定した

（第7条）

* 「スポーツ団体ガバナンスコード」に沿った表現を追加した

（第8条の1項）

* 役員に欠員が生じた場合の措置を付け加えた

（第9条の2項）

* 定足数と委任状と議決の方法を明確にした

（第14条の3号）

* 「スポーツ団体ガバナンスコード」に沿って付け加えた

（第16条）（第18条）

* 全国大会出場者の祝い金を復活した

（第17条の別表3）

* 細則にあたる「別表2」「別表3」を加筆・修正した

* 不必要な箇所を省略した

附則の箇所 改正附則の省略

別表1(第4条および第5条関係)

春日部市卓球連盟登録申込書 (令和8年度用)

クラブ名	代表者氏名 _____
	住所 〒 _____
	連絡先 TEL _____

No.	氏名	年齢	性別	住所(市町名のみ)
1		歳	男・女	
2		歳	男・女	
3		歳	男・女	
4		歳	男・女	
5		歳	男・女	
6		歳	男・女	
7		歳	男・女	
8		歳	男・女	
9		歳	男・女	
10		歳	男・女	
11		歳	男・女	
12		歳	男・女	
13		歳	男・女	
14		歳	男・女	
15		歳	男・女	
16		歳	男・女	
17		歳	男・女	
18		歳	男・女	
19		歳	男・女	
20		歳	男・女	

※ 評議員の方(2名)にはNo.(左端の番号欄)に○印をつけてください。

※ 年齢は令和9年4月1日現在の年齢でご記入ください。

※ 住所は市町名のみで結構です。(例:杉戸町)

※ 登録料は5名まで1000円。5名より1名増すごとに200円増しとなります。

この用紙と一緒に事務局に納入してください。なお、追加登録はいつでも可能です。

委 任 状

所属クラブ _____

受 任 者 _____

上記の者を代理人とし、

春日部市卓球連盟規約 第14条3項に基づき、

令和_____年 定時評議員会の議決に関する一切の権限を委任します。

令和_____年_____月_____日

所属クラブ _____

委 任 者 _____ 印

連 絡 先 _____

※ 受任者とは、評議員会において 議決等の行為を代行するよう依頼された人をさします。

評議員会に出席される方なら「同じクラブの評議員」でも「他のクラブの評議員」でも
「卓連役員」でもOKです。委任者は、必ず受任者となる方の了解を取ってください。

※ 委任者とは、何らかの事情で評議員会に出席できない場合、議決等の行為を代理人（受任者）に委任する
人をさします。自筆の署名と捺印をお願いいたします。

別表2(第16条関係)

春日部市卓球連盟 会計関係 申し合わせ

金額	項目
1, 000円	<input type="radio"/> 春日部市スポーツ協会評議員会出席 <input type="radio"/> 春日部市スポーツ協会理事会出席 <input type="radio"/> 春日部市スポーツ協会主催の研修会参加 <input type="radio"/> 春日部市スポーツ協会古利根川清掃参加 <input type="radio"/> 春日部市スポーツ協会環境浄化活動参加 <input type="radio"/> 役員会・組合せ会議等出席 <input type="radio"/> 大会役員(試合出場者) <input type="radio"/> 大会プログラム印刷製本 <input type="radio"/> 春日部市体育施設調整会議出席 <input type="radio"/> 卓連会計監査出席
2, 000円	<input type="radio"/> 大会役員(試合に出場しない者) <input type="radio"/> 藤まつり役員
3, 000円	<input type="radio"/> 大凧マラソン役員 <input type="radio"/> 市内大会プログラムの原本作成 <input type="radio"/> 春日部卓連 評議員会の原本作成
5, 000円	<input type="radio"/> オープン大会プログラムの原本作成
20, 000円	<input type="radio"/> 事務局(1年間) <input type="radio"/> 会計(1年間) <input type="radio"/> ホームページの維持管理費(1年間、業者への支払いを含む)
500円 又は弁当	<input type="radio"/> 大会会場設営・撤収
会費の1/2を 補助	<input type="radio"/> 春日部市スポーツ協会主催の新年会参加
<u>5,000円</u> <u>~20,000円</u>	<input type="radio"/> <u>県内で開催される大会への広告協賛金</u> <u>(額については役員会で決定し 評議員会に報告する)</u>

◎ 主催大会の経費支出(目安)

大会出場者から預かった参加費の支出の割合は

6割程度…必要経費(会場費・役員費・プログラム印刷費・ボール代など)

3割程度…賞品・賞金

1割程度…余剰金

とする。

なお、賞品・賞金の割り振りは、「会計担当者」に一任する。

また、余剰金はプールしておき、必要に応じて 大会で使用する「ネット・サポート」や「カウンター」などの購入にあてる。

別表3(第17条関係)

《 旧 》

春日部市卓球連盟慶弔規程		
区分	金額(円)	適用
弔慰金及び花輪等	5000	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 埼玉県卓球協会の会長・副会長・理事長本人 (弔慰金5000円と花輪又は生花) ◎ 埼玉県東部卓球連盟に加入している市町村の会長本人 ◎ 春日部市卓球連盟の役員本人
病気見舞	5000	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 春日部市卓球連盟の役員本人で全治2週間以上の入院を要する病気又は怪我 ただし、1年以内の再発によるものは除く

《 新 》

春日部市卓球連盟 慶弔金一覧

区分	金額(円)	適用
死亡弔慰金	5000	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 埼玉県卓球協会の会長・副会長・理事長 <u>なお 葬儀には、卓連名の花輪又は生花を供する</u> ◎ 埼玉県東部卓球連盟に加入している市町の会長 ◎ <u>春日部市スポーツ協会会長</u> ◎ <u>春日部卓連主催の大会に参加し、その競技中の傷病により死亡した選手</u>
傷病見舞金	5000	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 春日部市卓球連盟の役員が <u>傷病により1週間以上の入院を要する場合</u> ただし、1年以内の再発によるものは除く ◎ <u>春日部卓連主催の大会に参加した選手が 競技中の傷病により1週間以上の入院を要する場合</u>
全国大会出場 祝い金	<u>5000</u> <u>または</u> <u>20000</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>春日部市卓球連盟の登録者が 日本卓球協会主催の全国大会(硬式)に 春日部卓連の加盟クラブ名で出場する場合</u> <u>個人戦は1人 5000円</u> <u>団体戦は1チーム 20000円</u>